

金融庁 御中

「最近のクレジット・サラ金業者の悪質取立・法令違反事例」報告書  
 —「債務者の自殺・餓死」などのご遺族からの深刻な相談事例—  
 —取引履歴の不開示の事例—  
 —愛媛県貸金業協会の違法な債務整理による二次被害の実態—  
 —「多重債務問題シンポジウム」での被害体験報告—

2006年6月20日

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

事務局長 本多良男

事務所 ☎101-0047

東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階

電話 03(5207)5507

FAX 03(5207)5521

Eメール: hirenkyo011@nifty.com

金融庁貸金業制度に関する懇談会第4回会合で被連協はサラ金・ヤミ金被害の実態について、相談員・被害者より報告をいたしました。1. 最近のクレジット・サラ金業者の悪質取立・法令違反事例 2. アイフル110番集計結果 3. 「債務者の自殺・餓死」などのご遺族からの深刻な相談事例 4. クレジット業者の契約書や取引履歴の不開示の事例 5. 愛媛県貸金業協会の違法な債務整理による二次被害の実態 6. 「多重債務問題シンポジウム」での被害体験報告などについて下記の通りご報告いたします。

## 1. 最近のクレジット・サラ金業者の悪質取立・法令違反事例

### ① 支払義務のない母親に支払い請求

NPO法人さやま・あすなろ会会員、東京都清瀬市在住のY・Hさんの母親Y・Kさんに対し、三和ファイナンス(株)は2006年5月8日、母親Y・Kさんには支払義務のないのに支払い請求をし、金10万円を5月22日限り支払うよう請求書を送付した。

添付書類

- イ. 最近のクレジット・サラ金業者の悪質取立・法令違反事例調査票
- ロ. 請求書
- ハ. 封筒

### ② 特定調停申し立て中に支払義務のない母親に支払い請求

須川同場会員、岩手県一関市在住のT・Hさんは特定調停申し立て中にもかかわらず、(株)クレディア仙台支店長は、6月8日T・Hさんの母親T・Jさんに対し、支払義務のないのに支払い請求をし、金3000円を取り立てた。

添付書類

- イ. 行政処分を求める要請書(金融庁長官宛 郵送で申立済)
- ロ. 行政指導要請書(東海財務局長宛 郵送で申立済)
- ハ. クレディア仙台支店長の名刺
- ニ. 母親T・Jさん署名あるクレディアの3000円の領収書

### ③ 勤務先近くの路上で待ち伏せされ、帰りの電車賃1000円を残し6000円を支払わされた。

太陽の会会員、千葉市在住のI・Kさんは三和ファイナンス(株)より26万円を借りていますが、2006年6月5日午後5時頃、千葉市在住のI・Kさんは勤務先(東京・渋谷区)の店に戻ろうとしたとき、三和ファイナンス(株)の取立人二人に勤務先(東京・渋谷

区) 近くで待ち伏せされ、路上で捕まり、金6000円を支払わされた。

そのときのやりとりは次の通りです。

三和ファイナンス：「支払い遅れている分を払ってくれ」

I・Kさん：「支払うお金がないから支払えない」

三和ファイナンス：「1万円だけでもお店の人に借りて払ってくれ」

I・Kさん：「お店の人からも借りているので借りられないし支払えない」

三和ファイナンス：「財布の中にくらあるのだ」

I・Kさん：「財布の中には7000円しかない、食事もしなければならぬ、千葉まで電車賃も必要だし支払いできない」

以上のようにI・Kさんは支払いを断ったが、三和ファイナンスの人はお金を払わなければ帰らない様子だし、以前外のサラ金から怖い思いをしているので、なんとかこの場を逃れようと考え、千葉までの電車賃1000円だけは勘弁してもらい残りの6000円の支払いを余儀なくさせられた。

添付書類

イ、最近のクレジット・サラ金業者の悪質取立・法令違反事例調査票

ロ、三和ファイナンスの6000円の領収書

## 2. 「アイフル110番集計結果」06.4.28～29

金融庁は本年4月、アイフル(株)に対して全店の業務停止の行政処分を命令しましたが、アイフル被害対策全国会議と全国クレ・サラ被連協は4月28日・29日「全国一斉アイフル110番」活動を行いました。全国各地から1062件の相談が寄せられました。その中で①アイフルの「おまとめローン」で債務を一本化した後、けがで長期入院。「家売れ」など怒鳴られ厳しい取立を受ける。②債務者が入院中に債務者の親へ「娘が支払えないのであれば親が支払え」と第三者請求を行なった。(千葉)③親が子の債務について第三者請求を受けている。(大分)などひどい取立事例など主な相談内容は「アイフル110番集計結果」06.4.28～29の通りです。

添付書類

「アイフル110番集計結果」06.4.28～29 実施

## 3. 被連協・太陽の会 アイフル110番(06.4.28 実施)

64件の相談が寄せられましたが、その中でひどい取立事例など主な相談内容は次の通りです。

### 1 不動産担保融資の相談

- ①30代の都内の男性「父が極度額1200万円の根抵当権設定 家族が心配して権利証を預かっていたが、平成16年頃家族が知らないうちに保証書を使って任意売却されてしまった。突然家を出て行けと言われて困った」「アイフルのやり方は許せない・この声を上げていきたい」
- ②40代の都内の自営業の男性「アイフルから200万円を借り厳しい取り立てで精神的な苦痛を受けた」「アイフルの根抵当権があるため銀行からの融資が受けにくい」
- ③70代の男性「1250万円の借金、月175000円の返済」利息制限法以内か？
- ④70代の静岡の男性「500万円の借金、月100000円の返済」
- ⑤60代の都内の男性「500万円の借金、月96000円の返済」
- ⑥50代の神奈川の男性「アイフルから50万借りて完済したが、取引期間中に不動産(自宅)を担保にいれるよう強く勧められて大変だった」
- ⑦70代の都内のステキハウス自営業の男性「1000万円の借金」BSE事件で営業困難家を取られそうで困っている。
- ⑧40代の都内の自営業の女性「1500万円の借金」紹介屋の手数料2件100万円、不

動産担保の調査料51万円取られた。

- ⑨50代の兵庫県の女性「元夫がアイフルから不動産担保で借りて行方不明・探してください」

## II 第三者取立の事例

- ①50代の都内の男性平成11年に50万円完済したが実家まで取立に来て、仕方なく母が50000円と60463円2回支払わされた。  
②40代の都内の女性（義姉）父親の借金を息子が支払っている。

## III 脅迫的取立

- ①40代の都内の男性「勤務先にも取立の電話がかかり困った」「特定調停したがアイフルだけが減額が少なかった」「アイフルをつぶしたい」  
②40代の神奈川の男性「アイフルがライフだったが夜11時頃呼び出され金返せと責められた」

## IV その他親族から「サラ金から借りて行方不明」という相談が3件ありました。

## 4. 「アイフル110番集計結果」高知県 06.6.3 実施 別紙の通り

6月3日「アイフル110番」活動を行いました。

- ①眼の不自由な債務者に対し、「メクラになろうが、借りてきてでも払え」  
②名義人である夫の承諾なしに不動産担保ローンを組まされた。  
など28件の相談が寄せられました。

## 5. みやぎ青葉の会・春の特別相談会結果より

**サラ金言われるままに、脅されるままに、支払ってきた人**

**10年以上支払っている人が10人、20年以上支払っている人3人**

みやぎ青葉の会は今年春の特別相談会を4月19日と20日行いました。

電話相談に1日で90件の相談がありました。

面接相談には51人が相談会場に足をはこんできました。

この数は、ヤミ金が跋扈した02年03年以来の多さです。

アイフル問題が報道され、グレーゾーン問題がテレビでも解説的に報道されて、初めて自分があきらめて支払っていたサラ金を見直した人たちです。

寄せられ相談の内容は以下の通りです。

- ①昭和60年からサラ金言われるままに、脅されるままに、支払ってきた人何人もいました。  
②その中に10年以上支払っている人が10人、20年以上支払っている人3人いました。  
③もう死ぬしか解決はないとあきらめた人もいました。  
④特に純朴な農村の人達が冷害の次の年に借りてという人もいました。

## 6. 「債務者の自殺・餓死」などのご遺族からの深刻な相談事例

～兵庫県姫路市の葛原司法書士のもとに相談にこられた～

### ①借主 1970年生まれの会社員(男性)、2006年2月自殺

依頼者 借主の父(1936年生70才)姫路市在住

借主 1970年生まれの会社員(男性)、2006年2月自殺、  
2年前離婚 子3才と5才の二人の子は母と同居、

貸主 アイフル姫路支店

担保 父・母と借主と3分の1の共有の土地(約30坪、1000万円以下)の借主持分3分の1に極度額400万円の  
根抵当権設定

借主は数年前からサラ金数社に借金があった模様で、2年前に離婚話が浮上した際、息子の借金を知った父が700万円余りを出禍して借金を支払った。うち、アイフルへの借金返済は400万円。

しかし結局離婚、実家に帰ってきたが、上記日時に死亡した。

自殺後、借金が数社あったが、アイフル以外は、消費者信用団体生命保険で、債務はなくなった。

アイフルは、保険はなく、返済をせまられ、その時、初めて自分の住んでいる家が、息子の離婚前から担保に入っていたのが判明した。

2年前の返済で○になっても、担保は抹消されておらず、○になったことを幸いに、アイフルはどんどん貸し込み、借主を自殺に追いやり、老父は保証人でもないのに、老後を募らす家をまもるために、言われるままに返済をした。

## ②借主 59才の男性無職？診断書の死亡原因「餓死」

相談者借主の長女

借主 59才の男性無職？事業開始を誘われていた？(姫路市の郊外在住)

貸主 アイフル

担保 借主、妻、長男3分の1の共有の土地(75坪1000万前後)の土地持分3分の1と借主名義地 上建物(古家)の根抵当権設定に極度額400万円

借主は家族である妻、娘、息子と20数年前から別居。相談者の娘も数年前に会ったままのところ、警察から父の死亡を知らされた。

診断書の死亡原因「餓死」であった。自宅では通帳もなにもみつからず、ただ一枚ライフの請求書が出てきたので、心配になり、全情連で開示して貰ったところ、5社で、800万円近い債務が判明した。アイフルのみ担保に入っていた。

この案件は、サラ金と組んでいるか、否かは不明であるが、借主を利用している人間の存在がある。

## ③借主 50才前後で、本年GW前に警察より連絡あり、「餓死」

相談者 借主の元素(49才)

借主 50才前後で、本年GW前に警察より連絡あり、「餓死」

相談者は借主と本年1月末離婚、離婚の際、借主名義の居住家屋・土地を財産分与で名義変更して貰う約束をしていたところ、借主は行方不明になり、公示送達で訴訟提起、相談者勝訴判決、判決確定。

この財産分与の対象となった居住用家屋には、平成11年アイクの不動産担保ローン(根抵当権仮登記)200万円の記載、平成16年11月アイフルの共同根抵当権設定登記1020万円の設定(この時点で、アイクは抹消)あり。アイフルのおまとめローンの可能性あり。

## 6. 「息子の借金にさいなまれた母親の自殺」ご遺族からの深刻な相談事例

借主 23歳の会社員(男性・会社員)

負債額 サラ金5社 310万円、信販 1社160万円

息子の借金にさいなまれた母親(59歳・無職)は、「横須賀しおさいの会に相談しなさい」「生命保険で支払いなさい」との遺書を残し2006年5月23日、自宅物置の屋根裏にひもをつけて首つり自殺されました。横須賀しおさいの会に遺族が相談に来られました。

本当に悲しい相談です。

## 7. 借金苦のため、子どもを殺害したという痛ましい事件 (読売新聞) 1月22日

借金苦夫婦、子ども2人を殺して自首…山口・下関

1月22日午前11時ごろ、山口県警豊田署に、同県下関市豊田町中村、会社員村上憲一容疑者(33)が、妻でアルバイト工員さおり容疑者(32)とともに、「夫婦で子供2人を殺した」と自首した。

乗ってきたワゴン車の後部座席に、長女の豊田下小3年、唯(ゆい)ちゃん(9)と、長男で豊田下保育園児の蓮(れん)ちゃん(6)が横たわっており、市内の病院に運ばれたが、すでに死亡していた。2人には首を絞められた跡があり、同署は同夜、両容疑者を殺人の疑いで逮捕した。

調べによると、両容疑者は同日午前1時ごろ、同市豊田町殿敷の山中に駐車した車の中で、2人の首を圧迫して殺害した疑い。

両容疑者は「借金苦でみんな死のうと思った」と供述しており、同署は無理心中を図ったとみている。（読売新聞）

## 8. クレジット業者の契約書や取引履歴の不開示の事例

**「取引履歴開示義務の明確化」した事務ガイドライン遵守するよう指導を徹底を！**

貴金融庁は昨年10月14日「取引履歴開示義務の明確化」した事務ガイドラインを改正しました。昨年7月19日の「取引履歴開示義務」「取引履歴不開示は違法」と判断した最高裁判決を受けての改正でした。ところが下記記載のようにクレジット業者は取引履歴開示しようとしません。貴金融庁におかれましては「取引履歴開示義務の明確化」した事務ガイドラインを遵守するよう指導を徹底し、守らない業者に対しては厳しい行政処分されるよう要請します。

### ① 丸井クレジットの契約書や取引履歴の不開示

丸井クレジットは、取引履歴開示を要請しても、「平成8年以前の資料（契約書や取引履歴など）は廃棄処分してしまっておりません」など特定調停などの法的手続きの際にもまったく提出してきません。提出してきた書類には、改ざんと思われるものもあります。手記を添付します。

丸井クレジットによる、取引履歴不開示を是正させようと大地の会（東京）の被害者は5月28日（日）、「丸井クレジット被害者集団訴訟」の決起集会を行いました。

近く「丸井クレジット被害者集団訴訟」を提起する予定です。

### ② (株)クレディセゾンの取引履歴の不開示

さやま・あすなろ会 会員のI・Kさんは(株)クレディセゾンに対し特定調停の申立をして、取引履歴開示を要請しているが、(株)クレディセゾンは平成3年5月10日以降の取引履歴は出してきたが、当初の取引である、昭和55年7月30日から平成3年5月10日までの11年間分の取引履歴が不開示です。

11年間分の取引履歴が開示されれば過払い金が明確になるにもかかわらず、クレディセゾンは取引履歴を開示しないばかりか、特定調停の申立事件について「毎月5000円以上の返済」と「債権債務のないことを相互に確認する」調停を求める上申書を裁判所に提出しています。

添付資料

クレディセゾン上申書

## 9. 愛媛県貸金業協会の違法な債務整理による二次被害の実態

**都道府県貸金業協会による債務整理の中止を求める！**

「本来は過払いなのに支払わせる」「破産状況なのに払わせる」というまさに、「だまして払わせる」という貸金業協会の儲け本意の、「債権回収のためだけの債務整理」の実態が明らかになりました。被害事例は松山たちばなの会、会員の下記K子さんとN子さんです、貸金業協会の「債務整理」の結果借金地獄に逆戻りという二次被害です。

N子さんは意見陳述書で、貸金業協会の債務整理処理規定で「この債務整理をした内容について、今後一切他言してはならないと誓約させられました。守らなければ債務整理は打ち切りになるといわれました。私は終始その言葉が頭から離れず、その後怖くて誰にも相談することが出来ませんでした。」と述べています。

貸金業協会の「債務整理」の結果借金地獄に逆戻りという二次被害はこのほかにも同様の被害が沢山あるとすると予測されます。

貸金業協会の債務整理処理規定は知る権利や生きる権利さえも奪いかねない人権侵害の被害です。この規定があるため、こうした事件が大きく表面化していないだけだと思います。

貴金融庁におかれましては、都道府県貸金業協会による債務整理は直ちに中止するよう勧告して下るようお願い申し上げます。

日本弁護士連合会は2001年5月16日に「都道府県貸金業協会による債務整理の中止を求める意見書」を全国貸金業協会連合会宛に提出しています。資料を添付します。

## I 貸金業協会の「債務整理」の結果借金地獄に逆戻りという二次被害事例

- ① K子（50代、夫と死別、一人暮らし、会社員）さんは、平成14年9月、愛媛県貸金業協会松山支部で債務整理の依頼をした。

K子さんは、債権者4名のうち、過払いが生じるものが2社あり、その過払金で残債務を支払っても過払金は約18万円ほど残る状態であったにも関わらず愛媛県貸金業協会に対し毎月6万円の支払いを余儀なくさせられた。

途中で病気になり、仕事ができなくなり、毎月の収入が6万円になったため、支払いができなくなったが、協会はその支払いの延期、減額を認めなかったことから、K子さんは、他の違法高金利業者（年利120パーセント等）から借入を行わざるをえなくなり、ひどい取立にさらされた。

- ② N子（60代、夫のDVにより30年近く別居、子2人は結婚独立、一人暮らし、無職）さんは、負債300万円を抱え、平成14年3月、愛媛県貸金業協会協会宇和島支部で債務整理を行った。

N子さんについては、借入の原因、負債額、資産状況、本人の健康面等を考慮すれば、自己破産手続を選択させるべき事案であった。

収入は月15万円生活費ぎりぎりの状態にもかかわらず協会に対し毎月6万円の支払いを余儀なくさせられた。更に息子さん二男を保証人にさせられた。

N子さんの場合、毎月ぎりぎりの生活だったため、途中で病気になり入院した際、入院費用が支払えず、入院費用、返済金を二男の援助（約200万円）により支払うことになり、N子さんは意見陳述書で「布団にこもってもう死ぬしかない」と泣きながら息子に電話をかけた」とそこまで追い詰められた心情を語っています。

N子さんは貸金業協会の債務整理処理規定で「この債務整理をした内容について、今後一切他言してはならないと誓約させられました。守らなければ債務整理は打ち切りになるといわれました。私は終始その言葉が頭から離れず、その後怖くて誰にも相談することが出来ませんでした。」と述べています。

## II 愛媛県貸金業協会協会の違法な債務整理の内容

- ① 利息制限法による引直し計算は行わず、残元金に対する20パーセントの将来利息を付したものを単純に支払回数で割った金額を毎月の支払金額とする。
- ② 支払いは、債務者が毎月協会に持参し、協会が各貸金業者に分配する。
- ③ 支払いが送れると協会の従業員が債務者に督促をするが、債務者の事情変更（病気等の収入減等）等による支払いの延期、支払額の減少等の交渉は一切行わない。

## III 債務整理の手続

- ① 手続には、債権者である貸金業者2社と協会の職員（会員である貸金業者が職員を兼ねている場合もある）の3名が関与し、その他中立公平な第三者は関与しない。
- ② 協会の債務整理は、一括・分割支払いの任意整理の方法しかなく、負債額、資産、借入の原因、今後の生活等を考慮した自己破産や個人再生、特定調停、任意整理（過払交渉も含む）等の方法の選択の説明はない。当然、利息制限法による引直し計算、過払金返還請求等の説明はない。協会から取引履歴の開示を請求することもなく、みなし弁済の要件具備の確認作業は行われない。
- ③ 協会宇和島支部では協会への手数料として1万円を徴収していた。
- ④ 債務整理の際、協会の債務整理の内容を他に漏らさないようにと確約させられ、N子さん、

K子さんは、他に相談することが悪いことだと思い、債務整理に従わざるを得なかった。

- ⑤ 債務整理のあっせんが打ち切りになった場合（2回支払が滞った場合）、当初の契約条件（利息、遅延損害金等）に遡って変更されるという不安定な手続であった。

#### IV 提訴

N子さん、K子さんは、愛媛県貸金業協会は、①債務整理を行う法律上の根拠がないこと、②債務整理の内容、手続が違法であること、③必要な説明がなく違法であること、全国貸金業協会連合会（全金連）は、平成13年、日弁連から債務整理事業が違法であることを指摘されたにもかかわらず、何ら調査、是正、勧告等をおこなわなかった違法があるとして、平成18年3月10日、松山地方裁判所に対し、330万円の慰謝料を求めて提訴した。

6月13日に松山地裁で第1回口頭弁論が行われました。

被告愛媛県貸金業協会の代理人と、被告全国貸金業協会の代理人が出頭しました。

そして、N子さん、K子さんは、意見陳述と弁護団の意見陳述を行いました。

N子さん、K子さんは、当時のことを思い出して、涙ながらに意見陳述を行いました。

次回期日は、9月19（火）11時00分～に指定されています。

#### V 提訴の目的等

協会の行う債務整理は、債務者にとってはいわば蟻地獄のようなものであり、支払う必要のないものを支払わさせる、いわば貸金業者のためだけの制度であった。

債務者の無知につけ込んだ違法な債務整理事業は、現在も愛媛県のみならず全国各地で行われているものであり、これらを即刻中止させるべく、今回提訴に踏み切ったものです。

#### VI 添付書類

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| ①被害者の会から見た愛媛県貸金業協会の行う債務整理について | 松山たちばなの会 |
| ②愛媛県貸金業協会の違法債務整理と提訴について       | 弁護士村上勝也  |
| ③愛媛県貸金業協会の「債務整理処理規程」          |          |
| ④意見陳述書                        | 原告 N     |
| ⑤意見陳述書                        | 原告 K     |
| ⑥都道府県貸金業協会による債務整理の中止を求める意見書   | 日本弁護士連合会 |
| ⑦愛媛県貸金業協会を提訴 愛媛新聞の記事          |          |

## 10 6月15日「多重債務問題シンポジウム」での被害体験報告

日弁連は、6月15日午後6時30分、東京都千代田区のイノホールで、「多重債務問題シンポジウム」を開催しました。640人が参加しました。

シンポジウムでは、下記の方々が赤裸々にサラ金被害の実態を語りました。橋詰栄恵さんと弘中照美さんは実名で語りました。

- ①横浜のホームレスに追われたサラ金被害者、実は過払い金が744万円あり、この支払いをしなくてもよかったら、ホームレスにならなくてもよかった被害者の体験報告。
- ②松山たちばなの会、会員で自殺まで考えたアイフル被害者体験談。
- ③ヤミ金に過払い金700万円を払わされた尼崎あすひらく会、会員の橋詰栄恵さん。
- ④兵庫県の弘中照美さんは、サラ金からの借金苦で母親が自殺し、母を救えなかった悔しさ、債務者の命を担保にするサラ金等の消費者団体信用保険金受け取りのため、遺族に母の死亡診断書・死体検案書を求めるアイフルの手口、取引履歴を開示させたら、実は過払いであった。過払いであることを知っていたら母親は自殺しないよかったなどと語りました。

添付書類 上記①の資料

上記②のアイフル被害者体験談。

上記③のヤミ金融に追われて

上記④の報告書